

第60号議案

文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

令和8年8月24日

提 出 者 文 京 区 教 育 委 員 会

教 育 長 丹羽 恵玲奈

文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例を廃止する条例

文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例（平成十七年十月文京区条例第五十七号）は、廃止する。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和九年四月一日から施行する。

（文京区立幼稚園使用条例の一部改正）

3 文京区立幼稚園使用条例（昭和三十九年三月文京区条例第二十号）の一部を次のように改正する。

第四条中「（文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例（平成十七年十月文京区条例第五十七号）第四条第一項に規定する長時間保育及び同条例第五条に規定する延長保育を除く。）」を削る。

文京区立幼稚園使用条例（昭和三十九年三月文京区条例第二十号）新旧対照表

改正後（案）	現行
○文京区立幼稚園使用条例 昭和三十九年三月文京区条例第二十号 令和八年 月文京区条例第 号 第一条～第三条 （略） （預かり保育の利用の許可） 第四条 幼稚園における預かり保育（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第三十八条に規定する教育課程に係る教育時間外において当該幼稚園に入園している幼児を対象として行う教育活動_____ _____をいう。以下同じ。）を利用しようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。 第五条～第八条 （略） 付 則 （施行期日） 1 この条例は、令和九年四月一日から施行する。 別表 （略）	○文京区立幼稚園使用条例 昭和三十九年三月文京区条例第二十号 第一条～第三条 （略） （預かり保育の利用の許可） 第四条 幼稚園における預かり保育（学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第三十八条に規定する教育課程に係る教育時間外において当該幼稚園に入園している幼児を対象として行う教育活動（<u>文京区立幼稚園における長時間保育等の実施に関する条例（平成十七年十月文京区条例第五十七号）第四条第一項に規定する長時間保育及び同条例第五条に規定する延長保育を除く。</u>）をいう。以下同じ。）を利用しようとする者は、委員会の許可を受けなければならない。 第五条～第八条 （略） 別表 （略）